

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年3月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300314 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2300018 号

## 第1 結論

平成元年\*月から平成2年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年\*月から平成2年2月まで

私が 20 歳になった平成元年\*月から同年\*月頃までに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、母親は、私が短期大学生の頃から私の国民年金保険料を一括で金融機関の窓口で納付したと言っていた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった平成元年\*月から同年\*月頃までに、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、母親が一括で金融機関の窓口で納付した旨主張しているところ、これらを行ったとする母親は、請求者の当該期間に係る保険料を金融機関で納付したと主張する以外に年金手帳の交付及び納付金額等について具体的に記憶していない旨陳述している上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(\*)の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成8年6月ないし同年7月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、上記年金手帳に記載されている国民年金の資格取得年月日である平成8年6月 21

日より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、当該期間において、国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

加えて、A市は、請求者の請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間満了により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。